

中央区ふるさとまつり出店規約

(目的)

第1条 この規約は、中央区ふるさとまつりにおいて、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。））第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）を利することを防止し、もって社会環境の維持と中央区ふるさとまつりの健全な運営を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

(出店の申請)

第2条 出店をしようとする者（以下「出店責任者」という。）は、あらかじめ出店責任者の氏名、連絡先、生年月日、取り扱うサービスや商品、その他の必要事項が規定された出店申込書（様式第1号）誓約書（様式第2号）及び従事者の氏名、連絡先、生年月日が記載された従事者名簿（様式第2号の2）を併せて中央区ふるさとまつり実行委員会（以下「主催者」という。）に提出し、出店確認を得、主催者から出店決定通知書（様式第3号）の発布を受けなければならない。

(関係機関への意見聴取)

第3条 主催者は、第1条の目的を達するために必要な限度において、出店責任者、従事者その他の関係者が暴力団等反社会的勢力であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができる。

(拒否)

第4条 主催者は、出店責任者及び従事者が次の各号の一に該当する場合、出店申し込みを受け付けず、又は出店を取り消すことができる。

- (1) 暴力団員であるとき
- (2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団や暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、中央区ふるさとまつりの運営に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき

(出店の解除)

第5条 主催者は、次の各号の一に該当する場合、催告をすることなく出店を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号のいずれかに該当すると判明した場合
- (2) 虚偽の申請で出店を得たことが判明した場合
- (3) 誓約書(様式第2号)及び従事者名簿(様式第2号の2)に記載された者以外の者を関与させていることが判明した場合
- (4) みかじめ料、ショバ代等の名目の如何を問わず暴力団、暴力団員又は暴力団員が指名した者に金品等の利益を供与した場合
- (5) 営業中における粗暴又は卑狼な言動、刺青の露出その他の健全で清浄な中央区ふるさとまつりの運営に支障を及ぼす行為を行った場合
- (6) 誓約書(様式第2号)に反した場合
- (7) 主催者その他の中央区ふるさとまつりを運営する者の指示に従わない場合

(出店決定通知書の掲示)

第6条 出店責任者は、主催者が発行した出店決定通知書(様式第3号)を常に携帯し、営業を行わなければならない。

2 出店責任者、従事者その他の関係者は、申請時又は出店時に主催者等関係者又は警察官から身分証明書および出店決定通知書(様式第3号)の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。

附 則

この規約は、令和6年6月25日から施行する。